

車 両 仕 様 書

- | | | |
|----|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 物 件 名 | 公用車賃貸借（道路作業用自動車：軽トラック） |
| 2 | 賃貸借期間 | 納入日から60ヶ月 |
| 3 | 納入場所 | 伊賀市 四十九町 地内 |
| 4 | 納入期限 | 2019年3月31日 |
| 5 | 契約方法 | 市と落札者によるリース契約。ただし、車両・自動車部門に登録されている業者は、業者指定のリース会社を含めた3者による契約も可。なお、リース会社は伊賀市入札参加資格者名簿に登録されていること。 |
| 6 | 支払い方法 | 月額リース料の算定期間は、リース開始日から翌月応答日の前日までの1ヶ月間とし、落札者（3者契約の場合はリース会社）は同期間のリース料を、算定期間の終了後に請求するものとし、市は落札者から適正なリース料金の請求を受理した日から起算して30日以内に落札者の指定した口座へ振り込む。 |
| 7 | 車の種別 | 軽自動車（貨物）
（道路維持作業用自動車）
※新規に登録する車両に限る |
| 8 | 車体形状 | 道路作業車（軽トラック） |
| 9 | 乗車定員 | 2名 |
| 10 | 荷台形式 | 3方開 |
| 11 | 数 量 | 1台 |
| 12 | エンジン | ガソリン車 |
| 13 | 用 途 | 特殊 |
| 14 | トランスミッション | 4WD／5MT |
| 15 | 車 体 | 色：指定色（道路維持作業用自動車仕様）
※塗装要領は、国土交通省道路維持作業車に準ずる。前バンパーの赤白ストライプ塗装を含む。 |
| 16 | 保 険 等 | 当該契約の対象となる車両の任意保険は、市が加入する（財）全国自治協会自動車損害共済に加入するので個々の車両に加入する必要はないものとする。 |
| 17 | 付属品・特別仕様 | ①パワーステアリング
②エアコンディショナー
③ドアバイザー
④フロアマット
⑤泥よけゴム |

⑥スタッドレスタイヤ（ホイール付）

⑦三角停止表示板

⑧標準付属品 ラジオ、時計、ジャッキ、工具一式

⑨回転灯

〔回転灯〕 散光式警光灯（全長400mm程度、固定式）

〔取付方法〕 ルーフに台座を設置し、台座上に固定する

〔光の色〕 黄色

⑩指定色塗装

⑪文字入れ

⑫作業灯

⑬シガソケット

- ・この仕様に記載されていない事項であっても、当然必要と思われるものについては装備し、また疑義不明な点は、伊賀市道路河川課の指示によるものとする。

18 表示文字 車体後方左右各1箇所に『道路維持作業車 伊賀市』

19 その他価格に含まれる項目

○登録納車費用

○自動車取得税

○自動車税

○自動車重量税

○メンテナンスサービス

- ・車検（定期点検整備及び継続審査）継続車検整備とそれに伴う検査、車検更新手続き
- ・法定定期点検整備
- ・点検時に必要な油脂類等消耗部品の交換
- ・エレメント類・ベルト・LLC・ブレーキパッド等をメーカーの定めたサイクルで交換
- ・バッテリー交換必要個数
- ・タイヤ交換（ラジアルタイヤ・スタッドレスタイヤ）
- ・エンジンオイル交換・補充
- ・油脂類の交換・補充
- ・エアコン修理及びクーラーガス補充
- ・一般消耗品交換
- ・パンク修理

○メンテナンスサービスに含まれない項目

- ・市の故意、重大な過失または、契約違反により発生した損傷・不具合の修理費用
- ・油脂類不足、エンジンの過回転、過積載等、市の不注意または使用の限度を超える酷使により発生した損傷・不具合の修理費用
- ・走行機能以外の部位における経年劣化によって発生した修理費用
例：塗装、メッキ等の自然褪色
内張り、シート等のはがれ・褪色・へたりの修理
- ・その他、市との契約で定められたメンテナンスサービス範囲外の費用
- ・リース終了後は、車両は返却するものとし、返却に際し発生する費用は落札者の負担とする。

20 走行距離

1ヶ月の走行距離は2,000kmを想定しておくこと。